

令和4年度第2回鳥取県手話施策推進協議会議事録

【日時】 令和5年2月9日（木）午後1時30分～午後3時30分

【場所】 鳥取県庁特別会議室

【1 開会】

（事務局：石田）

失礼いたします。定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第2回、鳥取県手話施策推進協議会を開催いたします。開催にあたりまして、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 障がい福祉課長の中野より挨拶いたします。

【2 あいさつ】

（鳥取県障がい福祉課 中野課長）

こんにちは。鳥取県障がい福祉課長の中野です。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今回は令和4年度の手話施策推進協議会の2回目ということです。主に次の手話施策推進計画の内容について、御意見御議論をいただきたいと思っています。来年度中でまたこの計画を改定するということなのですが、今のメンバーの体制変更がありますので、ぜひこの体制の中でも、しっかり御意見をいただいて、それを計画の改定案に活かしていきたいという思いで、ちょっと前倒して議論を早めて行っております。ですので、皆様、忌憚なき御意見御議論をいただければと思います。

また、今回あそこにプロジェクターも出していますが、こうやってしゃべった文字がすぐにこう出るように、プロジェクターとあとUDトークっていうアプリを使って、情報保障というのもしています。手話も当然大事ですが、手話プラスICTというところで、細かな部分の表現というのは、そのまま文字にしたほうが分かりやすかったりもしますので、こういう情報保障もあるのだなというのも感じていただければと思います。また、いろんな会議でこういうICTを使った情報保障に取り組んでいきたいと思っていますので、御協力の方よろしくをお願いいたします。

（事務局：石田）

本日の御出席者はお手元の資料の3ページ、委員等名簿に記載をしております。議題に入る前にお願いがございます。発言の際には、お名前を名乗っていただき、ゆっくりと御発言をお願いいたします。また、会の円滑な進行に御協力をお願いいたします。それでは、議事の進行につきまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、ここからは石橋会長に議事の進行をお願いしたいと思います。石橋会長、よろしくをお願いいたします。

【3 議事】

（石橋会長）

皆様、こんにちは。本日、第2回手話施策推進協議会を開催するにあたりまして、お忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。先ほど、中野課長様より御挨拶があったとおり計画改定がございます。次期の計画に向けて、大変重要な意見を皆様から頂戴したいと思っております。私も最近、全国から講演の依頼をいただいております。それがSDGsです。誰1人取り残さない、つまり誰1人取

り残さないというのは、当然きこえない人も排除しない、そして子どもたちも同様です。新しい施策の中にもそれをぜひ盛り込むことが非常に重要と考えております。また、国連も、医学モデルから社会モデルに変化しております。ここ鳥取県も、とっとりSDGs宣言を表明しておられます。ですので、新しい計画案にSDGsの理念を踏まえて行いたいと思っております。皆様どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。議事はひとつでございます。鳥取県手話施策推進計画の次期計画素案、こちらの検討について事務局より説明をお願いいたします。

【鳥取県手話施策推進計画の次期計画素案（概要）の検討について】

（事務局説明：前田室長）〔資料1参照〕

（石橋会長）

説明ありがとうございました。今事務局より説明がありました。こちらに対して、何か御質問等または御意見ございますでしょうか。どうぞ。

【資料1に関する質疑応答】

（田中委員）

御説明ありがとうございました。2ページ一番下ですけれども、公共施設窓口や災害時の福祉避難所への手話ハンドブックの備え付けについてなんですけれども、学校で学習するのには手話ハンドブックは学校向けに作られているので、とてもいいと思うのですけれども、これを一般の所になると、もっと内容的に一般向けの内容が必要なのではないでしょうかと思うのですけど、いかがでしょうか。

（石橋会長）

事務局お願いいたします。

（事務局：前田室長）

御意見に対してやっていかなければ、検討しなければならないということを考えているのですけれども、今おっしゃったような問題も確かにあろうかと思えます。どのようなハンドブックを備え付けることが望ましいかも含めまして、申し訳ありませんが、ちょっとこれから検討させていただきたいと思えます。

（田中委員）

すいません。あと今の意見に付け加えなのですけれども、何かそういったものを備え付けするときに、手話の補助になるものだけではなくて、やっぱり筆談が必要となるタイミングというのが一番多いかなと思えますので、筆談をするときのポイントのようなものも付け加えてもらおうと、もっとコミュニケーションの補助になるのかなあというふうに思えます。

（事務局：前田室長）

御意見ありがとうございます。とても参考になる御意見だと思います。ありがとうございました。今おっしゃった方向につきましても、新たな計画、今後の取組で検討させていただきたいと思えます。

(石橋会長)

手話のハンドブックにつきましては、学校向けに作成された経緯がございます。入門編そして活用編だったと思っております。それはやはり学校生活に馴染んだものが多くございますので、やはり今後また地域の中で日常生活の中で使うということもまた盛り込んでいく。それから、私の意見を述べたいと思いますが、ハンドブックを置いて使うというのではなく、実際に学ぶ、活用するというその具体的な内容を示すべきではないかと思っておりますので、その辺りも含めまして検討をお願いいたします。事務局お願いいたします。

(事務局：中野課長)

今いただいたものも含めて、この件、中でも議論したときに、公共施設の窓口は、実際に案内というか、やりとりが必要になります。そこでハンドブックをペラペラめくってやりとりしている時間はあまりないです。むしろ、使える手話、挨拶とか、どうしましたかとか、使える手話をすぐ見られるようにする。ハンドブックというよりは、よく使うものが、皆さん分かるように、これだねというふうにすぐ使えるような形の案内が必要なのかなと。災害時においても、その災害で大変な状況にある中で、ハンドブックをペラペラめくってどうしようこうしようっていう余裕はないだろうと。やはりそこでも実践的に使える手話っていうのをパッと分かるようにするとか、みんなが知っておけるとか、そういう形が重要なのだろうという話をしました。なので、ハンドブックという形や名称にとらわれず、その一覧性のあるポスターみたいな、分かりやすく掲示したり、災害対応する職員向けの研修とかで使える手話をしたり、そういう何か使える手話というのを実践するという、そういう機会を作ることが大事だなという話をしていますので、そういう方向でちょっと具体的なところはまた検討ですけども、そういう方向でやらせていただきたいと思います。

(石橋会長)

その他御意見ございますか。国広委員どうぞ。

(国広委員)

2ページ。6(1)アです。あいサポート運動を通じてという記述のところですか。あいサポート運動のハンドブックがあって、そこには手話言語条例のことが記載をされていないから載せるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。例えば、このハンドブックには、手話に関することがどの程度載っているのか。手話というのはろう者が使っているという程度なのか、あるいはそのハンドブックにイラストとして簡単なあいさつなどが載っているのか、そこがよく分からないので、今までなかったのだなということが分かりました。ここについて少し説明をいただければと思います。

(事務局：前田室長)

あいサポート運動ハンドブックについての御質問でした。まず資料2に書いてある御意見についてですが、私どもは、ハンドブックの中に手話言語条例というものがなかったので、そういったことに関する内容を盛り込んでほしいとおっしゃっているのだと解釈いたしました。それを前提しての意見ですが、まずそもそもあいサポート運動なるものですが、障がいのある方に対して、ちょっとした手助け、声かけであるとか、ちょっと物を運ぶときに大変そうな方を手助けするだとか、そういったちょっとしたし

た手助けを行うことでも、みんなが暮らしやすい生活しやすい世の中になる共生社会の実現に繋がるということを目指して始まった運動でございます。そういった運動を実践するにあたり、この運動に参加していただく方々をあいサポーターとか、研修を受けた上で、あいサポーターというふうに名乗っていただくことができるようになるのですけれども、そういったあいサポート運動を実践するにあたって、ハンドブックを作っております。ハンドブックの中身ですけれども、まずいろんな障がいがこのようにございますので、それぞれの障がいに対する解決、この障がいはこういう内容なのですよっていうことを説明した内容がまずございます。それに対しまして、こんなサポートがあると嬉しいなというようなそういった解説とかも付けたりしております。聴覚障がいにつきましても、そういった中身を載せておりまして、音声以外の情報伝達方法を使うことであるとか、あと声が出ない方、耳がきこえないというだけでは、それを外見だけでは分かりにくいものですので、気づいたら伝えてくださいとか、それから、コミュニケーション方法とかも確認してくださいとか、そういったアドバイスのことも載せてあります。その中に手話を使うことについても掲載されております。手話に限らず、筆談だとか、そういったこともあるのですけれども、そういったことでコミュニケーションをとるということについても触れたりしております。ハンドブックについて全部説明すると長くなるのですけれども、例えば、聴覚障がい、きこえない人、きこえにくい人に対しては、そういったことをやっていきたいと思いますということをやった内容になっております。以上です。

(事務局：中野課長)

簡単に補足させていただくと、あいサポート運動自体は、身体、知的、精神、難病を含めて、すべての障がいに対する研修教材として、ハンドブックだったりビデオだったりを作っています。ですので、すべての障がいに対して、ものすごく深く丁寧に説明しきれているかというところというわけではないです。やはり時間的内容的な制約がどうしてもあるので、どこまでこう説明し切れるかという部分は、やはり制約が出てしまうというのは事実です。ですので、例えばこういう手話がありますとかそういうところまで載っているものではないという点は、そういう教材の性質として御理解をいただければ幸いです。ただし、その制約の中で、記載の充実やこういうことも書くべきという直す部分は随時できますので、それはその研修資料とかを来年度見直そうと思っているのですけれども、その中で、こういう御意見も盛り込んでいきたいという趣旨で申し上げていましたという補足をいたします。

(国広委員)

ありがとうございました。このあいサポート運動ハンドブックそのものを、例えばこういうふうな今回どうですかということを受けたので、委員の皆様方に現物を見ていただければ、いわゆる今日配布されていれば、中身もよく分かると思うのですね、言葉だけなので、ちょっとイメージしにくい部分もあって、例えば手話言語条例の何をどれだけ入れるのか、委員の方々に、このハンドブックが今日の資料として出してあれば、もっと違う意見も出たのではないかと思いますし、私も意見の言い方もちょっと変わったのかもしれないということだけ付け加えておきます。こういう会議の時には関係の資料というものをやはり配布していただきたいというふうに思います。この件については以上です。次の質問をしてよろしいでしょうか。

(石橋会長)

はい。どうぞお願いします。

(国広委員)

では、その下の6(1)イ教育における手話の普及についてです。あいサポートキッズ。あんまり私もよく分かりません。手話普及支援員というのが、現在派遣制度としてあります。これとの関わりというのでしょうか。それはどうなのでしょうかとということです。

(事務局：前田室長)

事務局ですが、あいサポートキッズと、申し訳ございません、何との関わりとおっしゃられましたでしょうか。

(国広委員)

あいサポートキッズが、学校に関係をしているので、小学校、中学校、高校に関係していますので、手話普及支援員という現在派遣制度があるので、それとの関わり方をどんなふうに整理をされていくのかなというところです。

(事務局：石田)

あいサポートキッズにつきましては、障がい福祉課の方で取り組んでおりまして、毎年校長会等を通じてPRをさせていただいております。もうひとつおっしゃられました手話普及支援員につきましては、教育委員会の特別支援教育課さんの方で取り組みされているものとなりまして、少し取組の内容が違ってまいりますけれども、今現在は相互の関連というのは、ないような状況になっています。

(石橋会長)

説明は以上ですか。国広委員いかがでしょうか。どうぞ。

(国広委員)

イのところの丸の真ん中です。2つ目の丸です。中学高校において云々ということがあります。朝礼で手話を行ったりすると、ですね。1年に一度ではなくて、小、中、高、特別支援学校において手話普及支援員が実際に行って、いろいろと手話を教えたりとか、校内の行事に向けて、手話をやったりとか、それから手話パフォーマンス甲子園に高校生が出るときには手話普及支援員が行って指導したりという場面があるわけですね。それと、あいサポートキッズの取組を別立てにしていけないといけないのか、同じ学校内でやることなので何か関連が取れないのかなと、ふと思ったので、今のような質問をいたしました。検討してみますとか、お互いに知事部局と教育委員会とで担当課が協議しますとか、そういう回答でも結構でございます。

(事務局：前田室長)

あいサポートキッズにつきましては、キッズと書いてありますので、あくまで児童生徒の子どもたちです。お互いが助け合う、あいサポートの心を持って、行動する子どもたちということで、子どもを対

象にした制度です。手話普及支援員は、子どもではなくて手話を普及させるためのある意味大人の方々が、学校に行き指導したりとか、行事に関わったりとか、そういった活動される方々でございます。制度としては別で、対象も別ではありますが、ひとつの学校の中で、関連がないかと言われれば、そういうものではありませんので、そのあいサポートキッズと手話普及支援員が絡む場面というのもあるでしょうし、御意見に対しましては、どういった展開が望ましいかということは今後の計画を考える中で、盛り込める内容を今後検討していきたいと思っております。

(石橋会長)

あいサポート運動といいますのは、特定の障がいに関する内容ではなく、様々な障がいを理解啓発するという、それを子どもたちが知った上で、当然聴覚障がいに関することもですし、もちろん手話言語も含まれます。子ども同士が助け合う、そういう関係づくりをするという意味であいサポートキッズというものがございます。そして手話普及支援員はあくまでも手話言語の範囲のみで、教育現場で普及をしていくという意味で、微妙にこの重ならない、でも一部重なるようなイメージを私は思っております。このような理解でよろしいでしょうか。国広委員も同様でよろしいですか。

(国広委員)

はい。石橋会長が言われたように、そのようには理解をしておりますが、どうなんでしょうね。手話普及支援員が手話を教えている。あいサポートキッズもその中の聴覚障がいの部分というので手話を教えているのですね。ここに意見として出ているのは、小学中学高校において、学ぶ機会があっても良いと感じますとあります。この御意見を出された今岡委員の意見をお聞きしたいのですが、手話を学ぶ機会があってもよいというこの文言だけ、ちょっと狭い見方をしてしまうと、学んでいないので学ぶ機会があってもいいと私は捉えたのですね。でも実際に、学校によっては、全校ではありませんが、手話を学んでいるところがあるのですね。それで、ちょっとこの部分で、手話普及支援員が行っているのだから、そこでも教えられるとしたら、あいサポートキッズの手話の部分も教えられるのではないかなというふうに、ちょっと単純に思ったのですが。別にこのことについてどうこうしてほしいという意味ではなくて、手話普及支援員の制度を御存知で、実態を御存知の上で、こういう御意見が出てきたのか、つまり、まだ行っていない学校、手話普及支援員が行っていない学校があるとすれば、そこの方にも力を入れてほしいという意味なのかというのがちょっと気になっただけです。

(今岡委員)

先程来、私から提出した意見に対して御議論いただきまして、ありがとうございます。いろいろ意見出さしていただきまして、この部分についてもそうなのですが、手話の普及に関して、あいサポート運動ですとか、地域共生を進めるというそういう観点から、感想とか提案ということで出させていただいたものです。今お話のあったこの部分については、正直ちょっとどこまでどう取り組んでおられるのかというのは、深く確認したりしないで出させていただいたものですので、今いろいろ御議論いただき御検討いただければありがたいなという趣旨です。

(石橋会長)

ありがとうございました。他に御意見はいかがでしょうか。はい。ではどうぞ。

(田川オブザーバー：鳥取市福祉部障がい福祉課長)

資料1の1ページ目の中程のところなのですが、計画の理念というところで、もしかしたら前回お話があったかもしれませんが、手話という言葉から手話言語へということで、全体を通して修正する方向というところでしたが、今日の資料ですね、別冊資料一覧の中に手話言語条例が載っておりますが、こちらの方では、全体を通して、用語としては手話という用語が使われていて、この条例を受けた計画として、この用語の整理というのは、どのように考えられているのかなということと、それを踏まえてなんですけども、今後は手話という言葉に変えて、手話言語ということを広く、これも普及させていくというようなお考えなのか、併せてお聞かせいただけたらと思います。

(石橋会長)

事務局お願いします。

(事務局：前田室長)

条例の方につきましては、平成25年にできた条例でございまして、それが今もその状態で生きているというところがございます。条例につきましては、改正するのは正直なところかなりハードルが高い部分もありまして、手話を手話言語にするという方向性をこの計画の改正の中で示しているといっても、それでその条例改正がすぐすぐにできるかどうかということは言える状況ではないということでございます。

ただ、今後実際条例とかそういう条文ではなくて、取組とかそういう計画の中では、手話というよりもやっぱり手話言語という言葉を使って、こういった計画を作っていく、取組を進めていくのが妥当ではないかというふうに考えまして、できる限り手話という言葉は手話言語ということに改めて、計画の変更だとか、その他の関連するものにつきましても、進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

(石橋会長)

はい、よろしいでしょうか。石橋より補足説明をしたいと思います。この手話言語条例の基本的な考え方というのは、きこえる人、そして、きこえない人が対等な関係になる、それを作っていくために、また、そして音声言語つまり日本語、音声言語と対等な関係に手話言語というものがある。手話言語を使うという方法が正しくなります。つまり、英語に変えると、手話は sign、sign で終わってしまいます。その言語というと language となりますので、音声言語。Voice language。Japan language 日本語となります。ですので、手話も sign language。Language というものがそれぞれ付くことで対等になるという考え方で、それを日本語に変えると、手話言語というふうにするのが正しくなります。ですので、このように、どんどん手話言語という使い方を全国に広めている最中がございます。以上、説明でした。よろしかったでしょうか。ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。もし、御意見がなければ、資料につきまして事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明：前田室長)〔資料2参照〕

(石橋会長)

御説明ありがとうございました。では皆様、御意見御質問いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【資料2に関する質疑応答】

(国広委員)

説明ありがとうございました。2点。ひとつはですね。12ページ(2)アの下の方です。健康管理の部分で、手話通訳者のとなっているのですが、これは手話通訳者等ではないでしょうか。もうひとつは、電話リレーサービスの利用促進という文言があります。13ページ、16ページにあります。13ページでは実施施策のところであって、14ページでは、同じ文言で予定施策のところにあるのです。これ、違いが私よく分からないので、説明をお願いしたいと思います。

(事務局：前田室長)

まず、ひとつ目の御意見です。資料12ページ、手話通訳者の健康管理の書きぶりで、「等」を入れるべきではないかということにつきましては御指摘のとおりでございます。「等」を入れて修正させていただきます。もうひとつ、電話リレーサービスの利用促進の書き方、書いてある場所についてですが。これについては、国広委員のおっしゃるとおり、統一がされていないということは、御指摘のとおりだと思います。ここの部分は、我々としてもちょっと考えてちょっと悩んだところもありましてですね。13ページのところは、これまでどおり、今もう実際電話リレーサービスは、今でもやっているサービスなので、そういう意味で、単純にこれから今やっている施策を今後もやっていきたいということで実施施策というところでございます。14ページのところで、カとクのところは予定施策を入れているのは、まず、カの部分につきましては、さっきも説明しましたがけれども、今の電話リレーサービスには個人が申し込むやり方と法人が申し込むやり方とパターンがあると説明しましたがけれども、想定しているのが、カのところは想定しているのは、法人が登録することなのです。正直ここの部分については、ほとんど全国的にもあまり進んでない分野でございます。なので、法人として電話リレーサービスをもっと利用して欲しいなというそれを今後進めていきたいなという意味もあって、予定施策の方に入れたということでございます。クは自然災害につきましても、これも新項目ということもありまして、予定施策の方に入れてしまったという考えがあるのですけれども、ただおっしゃるとおり、見る人によっては統一性がないのはおかしいのではということ、御指摘のとおりだと思います。実施施策に入れるのか予定施策に入れるのか、どちらにしてもその書きぶりについては、ちょっとまた考えて、修正すべきは修正していきたいと思います。以上です。

(国広委員)

ありがとうございました。こういう計画を見るときには、いちいち一つの文言について説明を受けるわけではなくて、この紙ベース或いはホームページなんかに掲載されているわけですから、分かりやすく表示をしていただければいいと思います。今御説明がありましたように、14ページですね。カのところですね、これは法人向けにとか、何か「法人」という言葉が入れば、再掲されていても、法人対象なのかと、個人ではないのだなというのが分かりやすくなると思います。いわゆる説明を受けて、こういう資料を見るのではなくて、資料だけをこういう見て分かりやすいというものであれば良いと思います。

(石橋会長)

その他いかがでしょうか。では、中野課長お願いします。

(事務局：中野課長)

ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思いますので、電話リレーサービスの利用促進（法人登録の推進）とか、（地域登録の活用）とか、内容が分かるような形で書きたいと思います。

(石橋会長)

ありがとうございました。その他御意見どうでしょうか。どうぞ。

(田中委員)

質問をしたいのですけれども、今の電話リレーサービスの内容についてなんですけれども。法人登録はほとんど使われてなかったという説明の仕方だったと思うのですけれども。ということは、当初から法人登録というやり方もあったのかという疑問です。電話リレーサービスが、PRされ出した時に、個人の登録があって、登録した個人からの依頼はできるけれども、きこえる側からの依頼はできないというふうに理解をしていたので、そうじゃないのかなっていうところを、ちょっともう一度御説明をお願いしたいと思います。

(石橋会長)

事務局お願いします。

(事務局：前田室長)

電話リレーサービスなのですけれども、実は鳥取県独自の電話リレーサービスというのが、平成27年位から始まっていて、令和3年から、日本財団が全国サービスとして令和3年7月から始めたというサービスでございます。で、令和3年7月から始まったときから、個人で申し込むやり方と、法人で申し込むやり方というのは、それは両方ありました。ただ始まって間もないということ、まだそんなに時間が経っていないということもあると思うのですけれども、ちょっと日本財団さんの方とも話してはいるのですけれども、そこまで法人登録が伸びていないというお話はしております。それときこえない側につきましては、そもそもこの電話リレーサービスですけれども、どんなサービスかといいますと、まず、きこえない、きこえにくい側の方が、誰かに電話しようとするときに、間に日本財団のオペレーターを挟んで、相手にかけるものでございます。なので、あくまで対象となっているのは、きこえない、きこえにくい人側からのサービスであって、きこえる側の方が申し込める制度ではないというものでございます。すいません。質問を意図した回答になっていますでしょうか。

(石橋会長)

私の方から補足説明をいたします。まずこの電話リレーサービスにつきまして、ポイントを絞ってお話をしたいと思います。最初に、令和2年度までは、鳥取県から委託を受けて電話リレーサービスをしておりました。それはきこえない人からかけるだけのものでした。相手のきこえる人から電話を受けることができませんでした。それはなぜかという、アプリ自体なかったのです。スカイプを使って一方的に行うという方法でした。令和3年度より、総務省がユニバーサル的なインフラ整備のために、互いに双方からかけ合えるように、電話サービスを開始いたしました。つまり、自分が持っているスマートフォン、050の番号をIP電話ですね、こちらを新たに取得して、そしてそれをスマートフォンに登

録して電話をする。きこえる人からこの050の番号にきこえる方からもかけていただくというシステムに変わりました。この電話リレーサービスの契約のプランが、2つあります。ひとつは、先ほど説明があったとおり、個人契約です。そして、法人契約の二通りがあります。この契約の中に基本料金の無料のパターンがあります。通話料は高いです。そして、もうひとつは基本料金を払いますけれども、通話料が安価というこの二つのプラン、どちらかを選ぶことができます。きこえない人としては、短時間の場合であれば基本料金無料の方を選ぶ。よく利用される方はどうしても基本料金はかかっても通話料が安い方がいい。やっぱり使う方によって、そこは個人差がありました。法人契約というのは、この一般社会の民間企業で働くその中で、これまできこえない方は電話を利用することができませんでした。その電話を誰かを介してという方法しかありませんでした。でもそうではなくて、きこえる人と同様にきこえない人も職員として、社員の一人として自分から電話をしたい、そうした場合に、この電話リレーサービスを利用して、ワークすることができますよという意味合いでした。ただ、民間企業等で、なかなかまだまだ理解が十分進んでおらず、費用がかかるという面もございまして、理解普及が進んでいないというこのような意味で先ほど前田室長からも説明がございました。イメージはお分かりいただけましたでしょうか。

(田中委員)

分かりました。ありがとうございます。

(石橋会長)

その他、御意見御質問いかがでしょうか。

(田中委員)

9ページの6(2)ウろう者ときこえる人の交流ができる機会の充実というのは具体的にどのようなことを想定されているのかお聞きしたいです。

(石橋会長)

事務局説明をお願いします。

(事務局：前田室長)

具体的な交流機会の充実ですけれども、実施施策にも、今ある補助事業とか、障がい者の方の居場所づくりの支援事業とかあります。あと他には難聴者等向けのコミュニケーション開催補助金もありますので、そういった事業を今後もやっていくということと、それからあと予定施策ですけれども、手話ボランティアとかスポーツ交流等における交流機会の充実、実施施策と違って具体的にはまだ書けていないのですけれども、いろいろと検討しないといけないこともありまして、こういった方向の中身を考えているところです。

(田中委員)

ありがとうございました。

(石橋会長)

他に皆様御意見いかがでしょうか。私からよろしいでしょうか。13 ページです。こちらのオです。新しい手話言語によるコミュニケーション環境の創出とあります。こちら少し間違いがございます。あくまでも、電話リレーサービス、これはICTを活用して、AI人工知能を利用して、様々な開発を進めている。しかし、これはすべてあくまでもコミュニケーションツールという考え方です。遠隔手話通訳サービスというふうにこちらに書いてありますけど、これは通訳ではありません。遠隔手話サービスを使ってという文言が正しいです。先ほどの14 ページですが。こちらのクも同じです。遠隔手話サービスを利用してと、ございます。こちら「遠隔手話サービス」。先ほどの通訳サービスではございません。コミュニケーションツールですので、ここは通訳ではございませんので、誤解を与えないように。実際このスマートフォンに声を吹き込んで変換する、これが通訳かといいますと、ここは別物です。これは窓口に置いてやりとりをする。これは通訳ではございません。コミュニケーションツール方法の一つです。ですので、この通訳という文言を省いていただきたいです。通訳といいますのはここに私の目の前に2人おります。手話言語から音声言語に切り替える、これが通訳業務でございます。ですので、ここが文言の使い分けをお願いいたします。

そして、先ほど田中委員よりお話がありました。ろう者ときこえる人との交流機会の充実ですが、現在、手話言語条例制定から10年を迎えます。実際にろう者の社会変化は広がっております。大変よいことです。特にスポーツの世界では、参加が広がっています。このスポーツにおいて、きこえない選手だけで、やはり、人数も少なく他の障がい団体と共に行うスポーツ、知的のそして精神障がいの方と共に行うスポーツに、きこえない方の参加も増えています。ここで少しまた問題、コーチの技術指導、こちらの手話言語指導というのがほとんどできていない状態です。その技術諸々の指導に手話通訳の派遣制度を使うことというのはやはり限界がございます。ですので、手話ボランティアの中に、この手話とスポーツの得意な方を、このような人材を確保して、そちらと関わりを持つというそれもまた交流の機会になるのではないか、そのような意味で、今お願いもかけているところでございます。参考までにお伝えしておきます。皆様まだお時間でございますが、御意見御質問等ございますでしょうか。時間ございますが、どういたしましょう。御意見よろしいですか。どうぞ。

(下堂薫委員)

御質問よろしいでしょうか。ひとつお伺いしたいのです。12 ページです。行政・交通機関等における手話言語による情報発信、こちらの中に、予定施策の中に、行政による情報発信といいますのは、これは例えますと、新型コロナウイルス感染症の課が作成しているCMがございます。現在は手話のワイプは付いておりません。今後こちらのCM等に手話通訳をお付けになるイメージで私の方は解釈してよろしいでしょうか。

(石橋会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：中野課長)

はい。ありがとうございます。すべてに手話を付けるというのが、今すぐにはできるかということ、なかなか難しいとは思っています。ただ、少しずつでも前に進めないといけないと思っています。そういつ

た意味で予定施策として明記をするという趣旨です。ですので、例えば、その本当に急ぎで作らないといけないものだったり、全てが全て手話を必ずつけるっていうことが今お約束できるわけではないのですが、ただ、例えば、うちの課で作っているコロナの社会福祉施設向けの研修動画、手話を付けるようにしていますし、当課で作るものはなるべく全部手話をつけるというふうにしています。また、県の広報課に対しても、県のいろんな広報動画があるのですね、そこにもなるべく手話や字幕をつけるようにというのを改めて先日お願いをしています。県庁の中でもそういう案内をさせました。そういう取組を継続的にしていくことで、地道ではありますがどんどんどんどん広がっていくようにしたいという趣旨です。

(下堂 蘭委員)

はい。分かりました。ありがとうございます。

(石橋 会長)

その他はいかがでしょうか。これまでまだ発言をいただけていない方がいらっしゃいますが、どうぞ御遠慮なく、こちらの資料等の感想でも構いません。御意見等いただけますでしょうか。まず私右側から三王寺委員いかがでしょうか。

(三王寺 委員)

働いているときには手話を学ぶ場が昼間にあると参加できないと思っていましたし、仕事を一旦やめると夜に外出するのが今度は難しくなる。そうすると手話サークルとかに参加したい気持ちがあるときに、夜はちょっとなあというような場面がありました。誰でも参加したいときに参加できるような工夫というのが、やっぱりいろいろな立場で考えないといけないのだからというふうに、この会を通じたりして、思ったりしているところです。

もうひとつ、今ジムに通っているのですが、そこにたまたま聴覚障がいの方がおられまして、私は今まで会ったことのない全然知らない方だったのですが、ぶつかったのでごめんなさいというのを手話でしたところ、とても喜んでいただきました。ジムの方も、その方と話をしたいのだけど、できないんだというようなこととか、ジムの中でお友達を作っては、簡単な手話をレクチャーされたりとか、民間の中で、ささやかな手話を使いながらの会話みたいなことを体験しております。情報発信のところにも関わると思うのですが、公共の施設でなくても、以前田中委員が中心になって作成されたコンビニで温めますかとか、袋要りますかとか、ああいうような指さしのものであったりとか、カードで、火事です、逃げろとか、そういったものが、県のホームページとか、どこでもいいのですが、自分の立場で必要な場面をダウンロードして、カードにして置いておくというようなことができれば、場面や場所とかを制限せず、必要なところで必要な情報を発信できるというようなこともあるのじゃないかなあというふうに感じているところです。今後の参考になれば幸いかなというふうに思いました。以上です。ありがとうございました。

(石橋 会長)

貴重な御意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。続きまして、大塩委員いかがでしょうか。

(大塩委員)

教育の関係するところであると、今日の資料2の13ページのところにある、鳥取聾学校、難聴学級等における「手話言語による教育」の推進という項目のことについて、事前にも質問を出させていただきました。最初の説明がちょっとまだよく私は分かっていないのですが、この13ページのところを見ると、イメージとして、聾学校あるいは難聴学級以外に在籍しているような児童、地域の中にいると考えたらいいのでしょうか。或いは場合によっては、高校とか専門学校或いは大学みたいなどころまでが想定されるのでしょうか。等という文字を入れる中で、そういうもう少し幅広く、こういう手話言語による教育を推進していくのだというふうに読ませていただいたのですが、もし間違っていたら、また後で教えていただけたらというふうに思います。以上です。

(石橋会長)

事務局説明お願いできますか。

(事務局：前田室長)

おっしゃるとおり、ここに書かれている以外のところでできることということでございます。ただ実際具体的にどこの学校でとかどこの機関ということになってくると、ちょっと今の段階でそこだっているのはハードルが高い部分もありますが、今の機関以外でもできるところでやっていきたいということは考えております。

(石橋会長)

次、病院局の竹内様、よろしく願いいたします。

(竹内オブザーバー：鳥取県病院局長)

特に、今日の御議論について、私の方から感想なりというわけではないのですが、病院現場におきましても、手話のできる職員を採用して、きこえない方、きこえにくい方がこれらに対応していくというような手段は設けておりますけれども、やっぱりどうしても、そういう職員がいない場合は、医者あるいは看護師による筆談ということがメインになってこようかと思っております。この辺はなかなかうまい具合にいけない部分もあるかと思っておりますので、皆様のお力を借りながら、病院現場で、できるだけスムーズなコミュニケーションが取れるように、引き続き頑張っていきたいと思っております。今日ありがとうございました。

(石橋会長)

続きまして、NHKの宮崎様、よろしく願いいたします。

(宮崎オブザーバー：NHK鳥取放送局企画編成部副部長)

本日はありがとうございました。私はですね、この場にオブザーバーという立場で携わらせていただいておりますので、大それた意見を言える立場じゃないのですが、こういった場で本当に熱心な議論を交わされていることであるとか、多くの方たちの要望を意見でまたそれに対する応答の部分で、いろいろなことが変わっていったり改善されていったりということがなされていくところに非常に感

じ入るものがありました。NHKとしても、やっぱり報道の現場の中で、あまねく人々に情報を届けるためにですね、AIを活用したCGの手話サービスであるとか、自動字幕音声の開発であるとか、様々な技術に対するものというのを進めてはおります。御発言の中にもあったかと思いますが、すぐにすべてを進めるわけにはちょっとやはりいかない部分もございますけれども、できることから少しずつでも、行っていまして、ゆくゆく本当にあまねくということまで届けられるように、こちらも考えていきたいなというふうに所存を新たにしたところでございました。どうもありがとうございます。

(石橋会長)

ありがとうございました。先ほど自動音声の話がされたのですが、私非常に興味を持っております。鳥取県では、NHKのニュースに字幕がありません。字幕がございませんので、その辺り今後の展望も含めて、昨年5月法律が制定されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が策定されましたので、きこえる人きこえない人対等に情報を届ける、その考えを出すというところで、NHKとしては、ニュースへの字幕表示、地域格差がございます。字幕がある地域もあれば、ない地域もございます。鳥取はございません。その辺りどのようにお考えでしょうか。すいません、私の期待するところなので期待される報告をぜひお願いいたします。

(宮崎オブザーバー：NHK鳥取放送局企画編成部副部長)

すいません。申し訳ないのですが、私今情報を持ち合わせておりません。大変申し訳ないのですが、確認をさせていただかないと分かりません。正確なことが言えず申し訳ないです。

(石橋会長)

承知いたしました。今後期待しておりますので、そのような御報告をお待ちしております。次に、鳥取労働局の山岡様、お願いいたします。

(山岡オブザーバー：鳥取労働局職業安定部職業対策課長)

私の方から、特にこの計画等について、意見等、特にないのですが、最近特に感じる事として、テレビのドラマなんかでも、手話を使ったドラマ、聴覚障がい者の方を対象にした、聴覚障がいの方が主人公になったドラマ等が、ちょこちょこ目につくようになりました。そういった中で、手話が身近に感じられるようになってきたなというふうに思っております。私も高校時代に手話をちょこっとかじったことがあったんですけども。その後ほぼ忘れてしまいましたけども、そのドラマを見るにつけて、ちょっとずつドラマを見ながら、手話を思い出すというか、新しく学んでいきたいなというふうに感じているところです。こういったことが、県民の皆さん日本全体に手話というものが身近に感じていただけるような状況になっていけば、ますます良いのかなというふうに感じているこの頃でございます。手話言語、言語として、日本、世界中の方に身近な言語として感じていただけるようになったらいいなというふうに感じているところでございます。簡単ですけど、以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。実際手話に関するろう者の関係のドラマがありますね。ただ、新たなブームの火付けになっているのではないのかなと思います。火付け役としてドラマがあります。手話言語を

学びたい、それがもとで手話言語を学びたい、手話サークルに通いやすい環境の整備が必要ではないかと思っています。ありがとうございます。鳥取聾学校の秋田校長先生、お願いいたします。

(秋田オブザーバー：鳥取聾学校長)

この場を借りて三つお話をしたいと思います。まずひとつ目は、私は鳥取聾学校ともうひとつ米子にありますひまわり分校とこのふたつの校長をしています。今日も皆さんのお話にたくさんありましたように、皆様からたくさんのお話をいただいて、子どもたちと先生と一緒に、共に学ぶということで、手話検定にも挑戦しています。子どもたちは、皆様にこうして支えていただくことで、すごく明るく伸び伸びと育っていますということがひとつです。

ふたつ目は、宮崎さんがいらっしゃるので、先日ひまわり分校の子どもたちが、かんぼ生命のラジオ体操コンクールに応募しました。ポケモンの怪獣がやってきて、子どもたちと一緒にラジオ体操をするという出前授業派遣に当選しました。先日その出前授業に取材に来てくださって、それが大々的にニュースに取り上げていただきました。子どもたちも保護者も関係のものも大変喜びました。ありがとうございます。とてもいいことをされたと思います。教育委員会の方でもそれをツイッターに上げていただいて、みんなで楽しんで見えています。子どもたちは自分の手話表現を使って、ラジオ体操を続けたいですとはっきりと言っていました。たくさんの人に支えられていることを改めて思いました。

三つ目です。さかの映画祭にぜひ応募しませんかというチラシがきていました。西部地区の特別支援学校が主催する就労促進セミナーの取組として、今年は動画を作りました。今年春から就職した卒業生が頑張っている様子やインタビューの動画を作りました。それをさかの映画祭に応募させていただきました。結果はわかりませんが、関係のYouTube配信のところにその動画をアップしていただいていますので、ぜひ御覧いただけたら嬉しいです。

あまり今日の話題と関係なかったかもしれないのですが、この施策の中で、子どもたちも先生も保護者たちも明るく前に向かって進んでいますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひました。以上です。

(石橋会長)

続きまして、米子市の米田様お願いいたします。

(米田オブザーバー：米子市福祉保健部障がい者支援課長)

今年度から課長をさせていただいております。前回欠席をさせていただいた関係で初めてこの会に出させていただきます。よろしくお願ひいたします。先ほど秋田校長先生から御紹介いただきましたが、米子市では、今年度特定業務職員という形で、ろうの方を1人採用いたしました。この特定業務職員というのは正職員です。通常、障がい者雇用というと、市役所なんか非常勤の方が多いのですが、そうではなくて、正規雇用として雇用させていただいております。その中で、この電話リレーサービスの法人契約という話も、実は県から昨年度御紹介をいただいて、ぜひ契約しませんかみたいな話をいただいたのですが、その職員はどちらかというと内部事務が多くて、対外的に電話をかけて、外の方とお話をするというようなことが、まだないということもあって、今年度は見送りをさせていただいたところですが、彼の今後業務の中の広がりの中で、対外的な話とか外からの電話を受けるとか、そういったことの広がりがあれば、また市役所として法人として対応できる体制、彼が働きやすい環境を整える

ということも、雇った責任としてあるのかなというふうに思っているところです。

そういうことをしながら、米子市では手話言語条例を作りましたが、なかなかまだ十分にできないこともたくさんありますけれども、できることからやっていきたいなというふうに思っておりますので、また皆様の方からも御意見いただけたらと思います。引き続きよろしく願いいたします。

(石橋会長)

ありがとうございました。皆様からお話をお伺いすることができました。今日御出席の委員の皆様には御発言いただきました。さて、資料につきまして、再度確認ですけれども、御意見御質問等ございませんでしょうか。なければ、以上で、終わりたいと思いますが、それでは事務局に返したいと思います。

(事務局：特別支援教育課小谷課長)

御報告というか、先程ドラマを見てということもお話があったのですが、一番大事なのは私もなんですけれども。こうやって石橋さんと会うことで、手話を学びたいなという意欲は沸きます。子どもたちにもろう者と関わることで、学びたいという意欲を持ってもらうということが一番大事なんじゃないかなというふうに思っています。そういった意味では、特別支援教育課でやっています手話普及支援員の制度というのは、ろう者と子どもたちが関わる仕組みとしては、本当にこれからやっていきたいなと。ろう者と関わる機会というのを作っていききたいなというふうに、人数のこともありますので、すべての学校にというのはなかなか難しいかもしれませんが、そういったことに力を入れていききたいなというふうに思っています。普及員さんのお力を借りながらということになりますが、実はこれまで手話普及コーディネーター、東部地区と西部地区に1名の普及員さんと学校をつなぐ調整役のコーディネーターなのですが、東部地区と西部地区にそれぞれ1名、聾学校本校分校に1名という形で配置しておりました。来年度ですね、中部地区を担当できるという者ということで、手話普及コーディネーターを1名増ということで今動きをとっているところです。またそうなった時には手話普及支援員さん等も含めてなんですけれども、しっかりとこういった子どもたちに、手話を通してろう者と繋がることの大切さというのを感じていただくような取組を進めていきたいというふうに思っていますので、また御協力いただけたらと思います。よろしく願いします。

(事務局：石田)

続きまして、1件報告です。この協議会でございますけれども、附属機関でございます、附属機関委員選任基準3(1)に「委員の在任期間ですが原則として8年間までとする。ただし、任期中に8年を超える場合は、任期満了日まで在任できるものとする。」との規定がございます。この協議会ですが、平成25年12月から設置しておりまして、約9年経過しておりまして、設立当初から御就任いただいている石橋会長様と国広委員様におかれましては、次の委員改選で再任することが手続き上できない形となりまして、今回が最後となります。ですので、最後となりますので、石橋会長様と国広委員様に御挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。

(石橋会長)

国広委員どうぞ。

(国広委員)

早いもので、もうという感じでした。一つだけお願いをしたいことがございます。どうしても議論をしていく中では、ろう者であるとか手話に関わる人の意見が多くなります。ですが、私たちは、私個人はですね、手話の関係のこととかきこえない人のことは分かっているのですが、それ以外の委員の方々がどんなふうに見ておられるのか、あるいはこういうふうな論議の中にどういうふうな意見を持って出ようとしておられるのかなということ、本当は、知りたい、みたい、感じたいというふうに思っているのです。でも残念なことに、なかなか御意見がいただけないという状況で、会長から指名があって、意見感想をお述べになっているという状況が、今までもずーっとこの会議ではありました。でも、本当にいろんなことを考えたときに、委員の方々の様々な意見を出し合って、そこで議論を高めていく、そうすると、内容もいろんなことで深まりもあるし、広がりもできると。ですから、是非とも今後のこの会議の中では、委員の皆さんが遠慮することなく、それこそ会長がはじめに挨拶の中で言いました。忌憚のない御意見をいただきたい、それは私も同じことを感じておりました。今後、この会議がますます活発化するよう期待をして、私の退任のあいさつといたします。ありがとうございました。

(石橋会長)

失礼いたします。早いもので9年、あつという間でした。今思い返せば、平成25年10月、全国初、手話言語条例制定となりました。非常に大きな社会の変化を生みました。そしてその手話施策推進協議会の会長も仰せつかって、私の中ではひとつ決めたことがございました。それは、鳥取県において優生思想をなくしたい。きこえる人が上、きこえない人が下というような、こういう考え方もなく、お互い対等な関係を作りたいという思いで、この会長を引き受けました。スタート当初はまだまだまとまりきれない部分もあったかと思えます。でもその中で議論を重ねる中で、今こうやって9年を迎え、方向性が出てきたと私は感じております。また、この手話施策推進協議会、私は会長を下りますけれども、次のメンバーが、ステップの場面となると思えます。ホップ・ステップのステップの場面を迎えますので、ステップの場面に大変期待しています。そして私は当事者でもあります。この当事者が会長になったこと、他県にも同様の協議会がございますけれども、中には、大学の先生、専門学校の先生など、当事者が責任を持ってこの会議を運営していくという、そういう思い機運が広まっていたこと、すごく私は良い影響を及ぼせたかなと思っております。最初の挨拶で申し上げましたが、SDGsの理念をもとに、実際そういう社会を変えていきたいと思っております。次回の協議会の皆様には、ぜひ国広委員もおっしゃっていたように、忌憚のない御意見をもとに、共生社会の実現を行っていただきたいと思っております。私たちだけが議論しても、それが本来の共生社会になるのかどうか、このたくさんの皆様との協議の場でぜひそういう場所を作っていただきたいと思っております。簡単ではございますが、私の退任の挨拶といたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(事務局：石田)

国広委員、石橋会長、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和4年度第2回鳥取県手話施策推進協議会を閉会いたします。皆様本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。